

令和元年度  
(第1回)

鹿屋市男女共同参画審議会資料

日時：令和元年10月30日（水）  
午後1時30分～

場所：鹿屋市役所 7階大会議室

鹿屋市 市民生活部 市民課  
(男女共同参画推進室)

## 【資料目次】

I 男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法より）	・・・	1
II 男女共同参画が求められる背景（要因）	・・・・・・・・・・	2
III 本市における主な取組について	・・・・・・・・・・	5
第2次鹿屋市男女共同参画基本計画と主な事業内容	・・・・・・・・	7

# I 男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法より）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

## 男女共同参画社会イメージ

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

### 職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍
  - 経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保
  - 個人が能力を最大限発揮

### 家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い、協力し合う
  - 家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整う
  - 男性の家庭への参画も進み、男女がともに子育てや教育に参加

### 地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画
  - 地域コミュニティの強化
- これら全体の取組により
  - 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現



## ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

## 男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)

男女の人権の尊重

社会における制度又は慣行についての配慮

政策等の立案及び決定への共同参画

家庭生活における活動と他の活動の両立

国際的協調

## 国・地方公共団体・国民の責務

**国** … 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。男女共同参画社会づくりのための施策(積極的改善措置含む。)を総合的に策定し、実施

**地方公共団体** … 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのために、国の施策に準じた施策及び地域特性に応じた施策を策定し、実施

**国民** … 職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会づくりに協力

※男女共同参画社会基本法第3条～10条

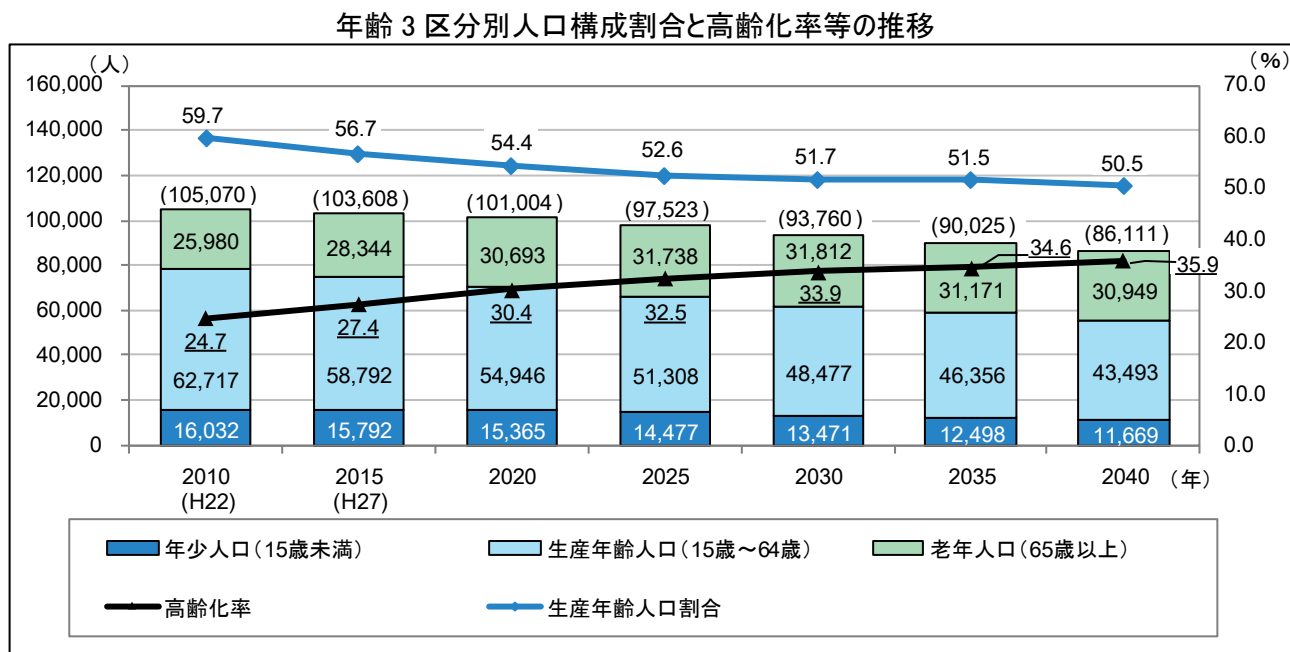
## II 男女共同参画が求められる背景(要因)

### 1 生産年齢人口の減少等

#### (1) 鹿屋市の年齢3区分別の人口割合の推移

本市の総人口は、2010年（平成22年）に10万5千人となっているが、今後も減少し、このままで推移すると2040年（平成52年）には約8万6千人になると予想されている。

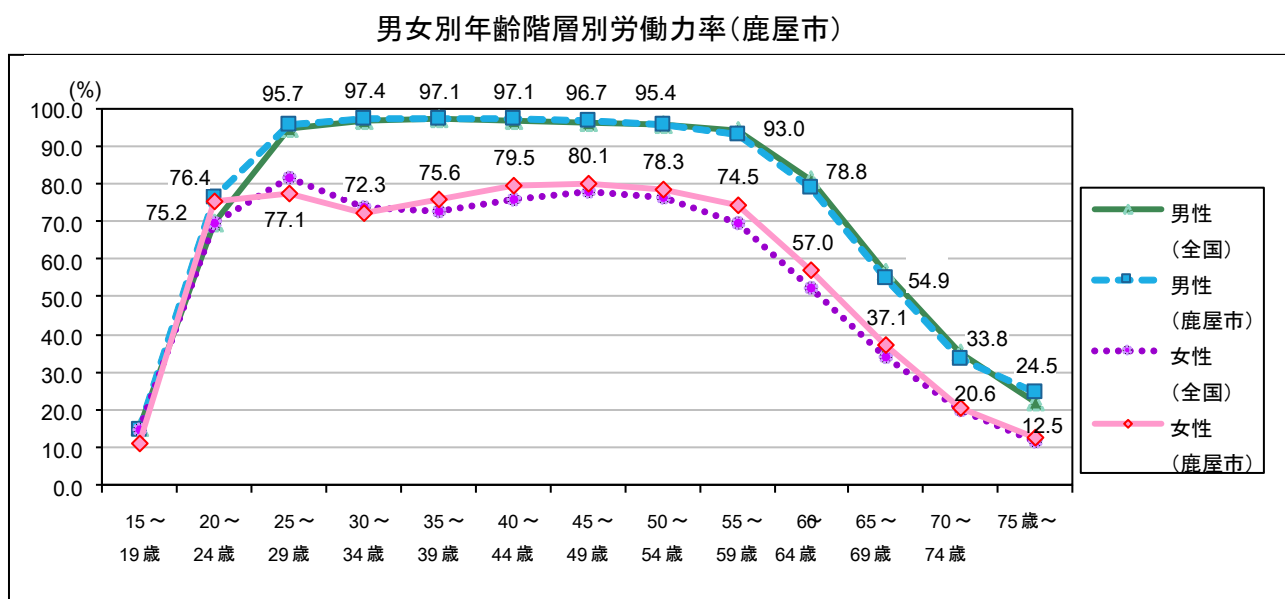
また、2010年から2040年にかけて、生産年齢人口割合が59.7%から50.5%へ9.2%減る一方、高齢化率は24.7%から35.9%へ11.2%増える見込みである。



(平成22年、27年は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」)

#### (2) 鹿屋市の男女別年齢階級別労働力率

本市の労働力率を見ると、男性は25歳から59歳まで大きな変化はないが、女性は出産・子育て期に就業を中断する人が多いため20歳代後半から30歳代が低くなり、M字カーブを描いている。本市の30歳代後半以降の女性の労働力率は、全国に比べるとやや高い。



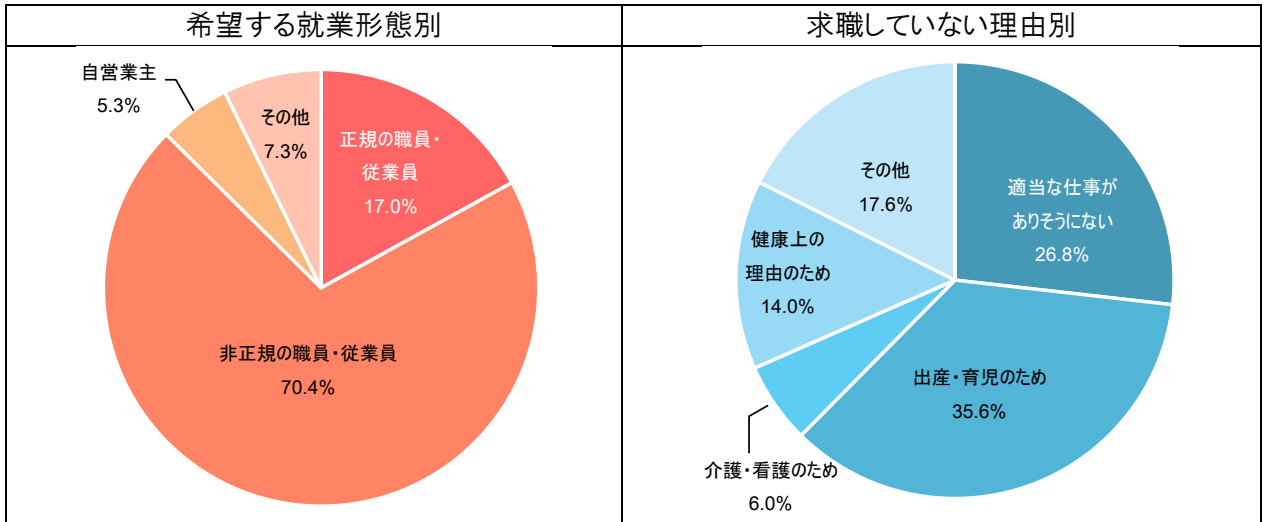
※数値はそれぞれ鹿屋市

(平成27年国勢調査)

(3) 女性の就業希望状況（全国）

平成29年における女性の非労働力人口：2,803万人のうち、262万人が就業を希望。それらの人が現在求職していない理由としては、「出産・育児のため」が35.6%で最多となっている。

就業希望者(262万人)の内訳



2 政策等決定過程への女性の参画状況

(1) 本市の審議会等における女性委員登用状況

年度	調査月日	会議数	委員数	うち女性	割合
平成21年度	H22.03.31	52	839人	171人	20.4%
平成29年度	H30.03.31	48	688人	196人	<b>28.5%</b>
平成30年度	H31.03.31	49	711人	197人	<b>27.7%</b>

〔目標〕 審議会等への女性委員の登用率を平成30年度までに30%へ（かのや男女共同参画プラン）

(2) 市職員における役職(係長職以上)への女性登用状況（各年4月1日現在）

年度	係長職以上			全職員の男女比率	
	全体	うち女性	比率	男性	女性
H28	381人	53人	<b>13.9%</b>	72.9%	<b>27.1%</b>
R1	407人	70人	<b>17.2%</b>	70.9%	<b>29.1%</b>

〔参考〕

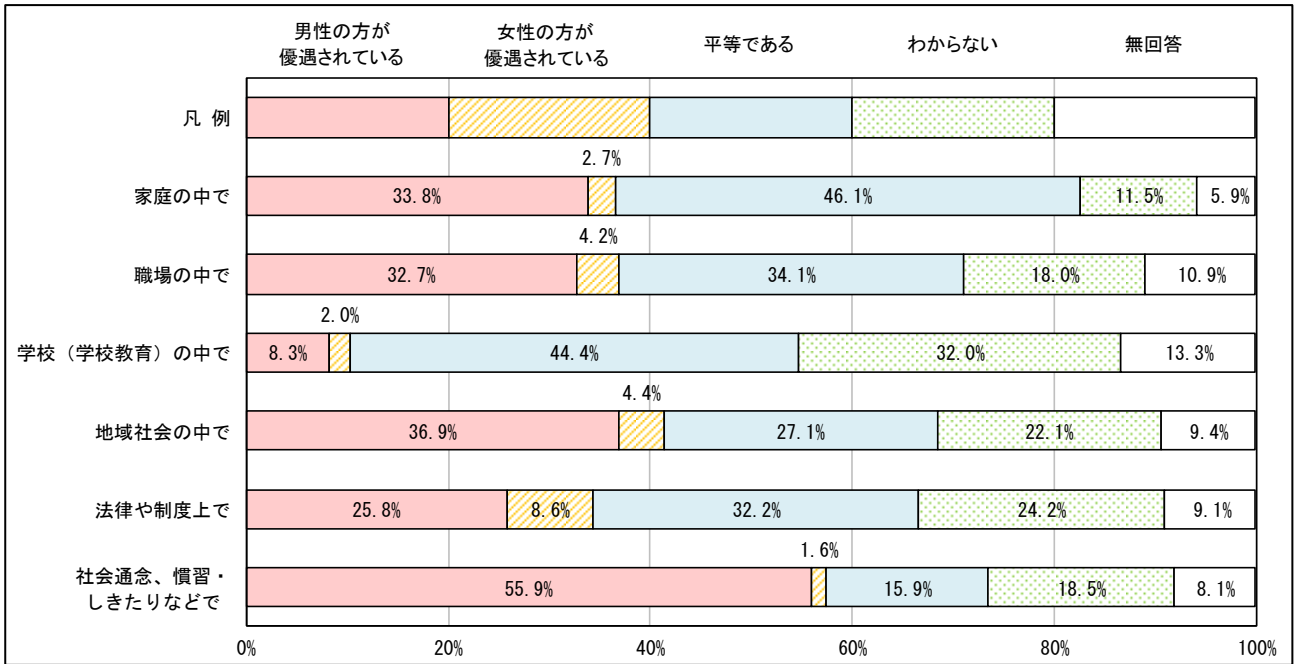
政策の企画や方針決定の過程に女性が進出していない理由について、平成29年の本市の市民意識調査結果（上位3件）を見ると、

- ① 「男性優位の組織運営」… 47.7%
  - ② 「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」… 32.8%
  - ③ 「性別による固定的な役割分担意識や性差別意識がある」… 28.8%
- となっている。

### 3 男女平等に関する市民の意識（平成 29 年市民意識調査結果より）

#### (1) 各分野における男女の平等感

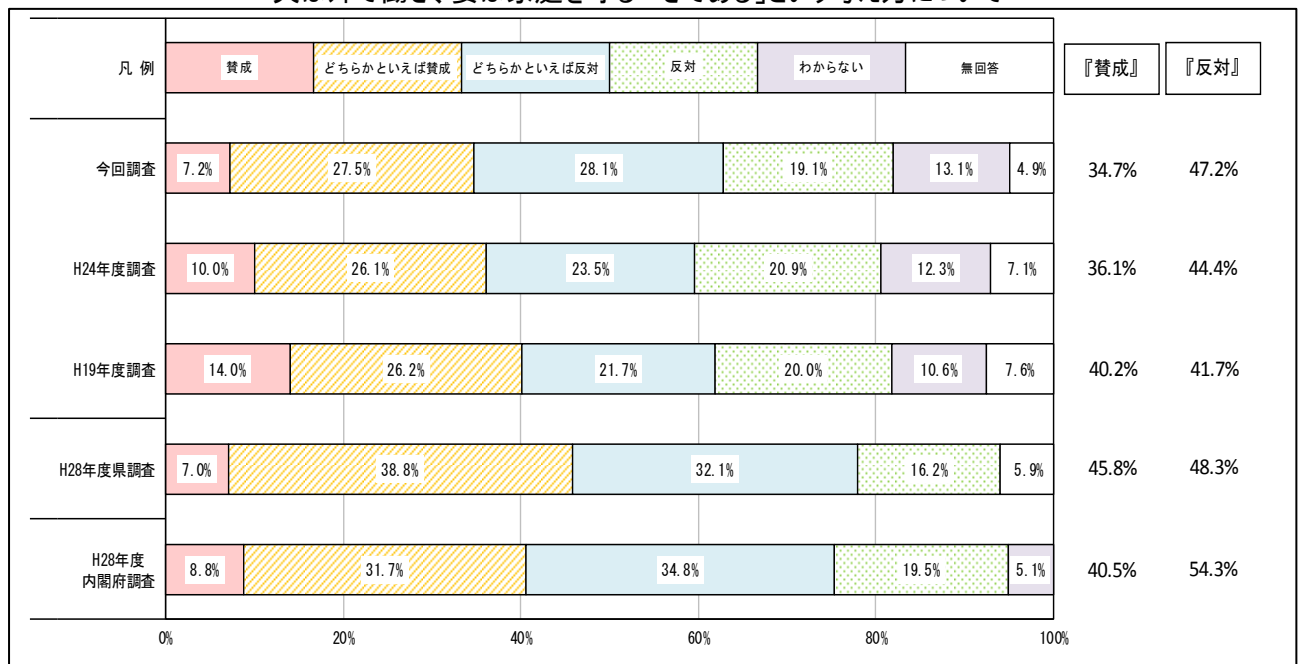
「社会通念、慣習、しきたりなど」や「地域社会」、「家庭」のなかで男性の方が優遇されているとする割合が高い。



#### (2) 固定的な性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識については、男女ともに「反対」が「賛成」を上回っている。「反対」（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）を平成24年調査の割合（44.4%）と比較すると、2.8ポイント微増している。このことから固定的な性別役割分担意識が少しずつ変化しつつあることが伺える。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



### Ⅲ 本市における主な取組について

#### 1 鹿屋市男女共同参画推進条例の制定・施行

市民、事業者等と連携・協力して、男女共同参画社会を実現するための取組を総合的かつ計画的に推進していくため、男女共同参画の推進に関する基本理念や、市、市民及び事業者等の責務、推進の基本的施策等を定めた鹿屋市男女共同参画推進条例を施行（平成28年4月1日）。

[条例の主な内容]

- ①基本理念、②市・市民・事業者等の責務、教育の推進、③男女共同参画を阻害する行為の禁止
- ④推進の基本的施策等、⑤男女共同参画審議会の設置 等

※詳細は、別紙リーフレット参照

#### 2 「第2次鹿屋市男女共同参画基本計画」に基づく施策・事業推進

基本計画として基本理念や3つの重点目標の下、10の施策の方向を定め、男女共同参画社会の実現に向けて市民課をはじめ各課が取組（施策・事業）を推進

めざす姿	一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや
重点目標	I あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進 II 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり III 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
計画の期間	2019年度～2028年度（10年間）
(参考) 経過	平成21年3月新鹿屋市「かのや男女共同参画プラン」策定

※詳細は、7ページ参照

基本計画に基づき各課における事業の実施状況を毎年度確認し、「鹿屋市男女共同参画実施計画」として公表

#### 3 女性活躍推進法に基づく取組

##### (1) 鹿屋市役所の特定事業主行動計画策定、公表（総務課）

- ・計画期間 平成28年4月～令和2年3月（4年間）
- ・現状と目標値（主なもの）

区分	現状	目標
採用試験における女性受験者割合	35.6%	平成31年度までに45%以上へ
男性の育児休業取得率	0%	5%
妻の出産に係る特別休暇取得率(男性職員)	88%	(取得者数) 100%
	39.7%	(取得日数割合) 50%

##### (2) 事業所アンケートの実施（平成28年）

事業所における女性労働者の活躍推進や働きやすい職場環境づくりへの取組状況を把握し、施策検討の基礎資料とするため、市内事業所(180事業所)にアンケートを実施（回答事業所：132事業所、回答率：73.3%）。

- ・女性の登用、活躍推進への取組状況
- ・従業員の育児、介護との両立支援
- ・男女がともに働きやすい職場環境づくりへの取組状況 等

#### 4 男女共同参画推進に関する施策の調査審議等

##### (1) 鹿屋市男女共同参画審議会開催【平成28年度設置】

目的等	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置するもの</li> <li>男女共同参画の推進に関し必要な事項について調査審議し、市長に意見を述べること等</li> </ul>
委員	学識経験者、市民公募者、行政機関職員、市長が必要と認める者（各種団体等代表） 計16名

##### (2) 鹿屋市男女共同参画行政推進連絡会議の開催

目的	男女共同参画に関する施策について庁内関係部局間の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策の推進を図るもの
委員	市民生活部長（会長） 政策推進課長、地域活力推進課長、総務課長ほか 計25名

#### 5 男女共同参画研修会等の実施

あらゆる分野において男女が共同して参画し、個性豊かに充実した人生を送れる男女共同参画社会を実現するため、各種研修会等を実施

区分	内容	平成30年度実績
市民向け講演会等	市民を対象に、男女共同参画社会の実現を図るための講演会や講座等を実施	安藤哲也氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン代表） 137人
企業等研修	女性活躍推進に係る研修を実施	（女性限定）「働く女性のライフステージと健康」 23人
学校研修 （生徒、教職員等）	人権・デートDV防止に関する研修を実施	11校（中学8校、高校3校） 1,749人
市職員研修	皆が活躍する職場づくりや男女共同参画の視点での政策推進等に関する研修を実施	たもつゆかり氏 （オフィスピュア代表） 25人
お届けセミナー	男女共同参画に関するテーマで、各種団体や企業等が主催する研修会等に専門の講師を派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿屋養護学校教職員121人</li> <li>日本政策金融公庫19人</li> </ul>

#### 6 その他

##### (1) 情報紙「kanoya男女共同参画news」の発行

各種男女共同参画推進事業の紹介等、年3回発行

##### (2) DV防止啓発活動（パープルリボン運動）

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に男女共同参画活動団体及び男女共同参画地域推進員の協力で、街頭キャンペーンやパープルリボン用ツリーの設置等を実施

##### (3) 国、県等の各種情報提供

国、県主催のイベント等について、市内各施設へのチラシの設置や、市広報・ホームページを活用して広報啓発を実施



◎第2次鹿屋市男女共同参画基本計画と主な事業内容

めざす姿

一人ひとりが 認め合い 支え合い 笑顔あふれるまち かのや

計画期間等

〔計画期間〕 2019年度から 2028年度まで（10年間）  
 〔計画の性格〕 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として、平成31年3月に策定。  
 〔推進体制〕 「男女共同参画審議会」の意見及び市民・各種団体等の要望等を、関係課長で組織する「男女共同参画行政推進連絡会議」に報告し、関係課において検討することにより推進を図る。

計画体系と施策・事業等

重点目標	施策の方向	具体的施策	主な事業内容（令和元年度）
基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進	1 あらゆる場における男女の参画促進	・家庭生活における男女共同参画の推進 ・地域における男女共同参画の推進 ・市民団体等による様々な活動における男女共同参画の推進	・情報誌や男女共同参画啓発リーフレット等による広報啓発、出前講座等の開催（市民課） ・町内会への加入促進、地域における様々な社会貢献活動を行うNPO法人の設立、相談等の支援（地域活力推進課） ・「共生・協働によるまちづくり」を推進するための市民活動支援事業による補助（地域活力推進課）
	2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	・市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 ・雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進 ・女性の人材育成とキャリア形成支援	・各種審議会等への女性委員の登用推進（各課） ・女性人材リストの登録及び活用推進（市民課） ・市役所職員の女性管理職の育成・登用、女性職員の研修参加促進（総務課） ・男女共同参画に関する講座、研修会の広報及び参加促進（市民課）
	3 男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進	・男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進 ・多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援 ・多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援	・パンフレット等による広報啓発、勤労者サービスセンターへの補助（商工振興課） ・休日保育事業、病児保育、延長保育、一時預かり、放課後児童健全育成事業、子育てに関する情報の提供等の実施（子育て支援課） ・介護サービスの充実、地域包括支援センターの強化（高齢福祉課）
	4 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援	・企業等における男性中心型労働慣行の見直し ・農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し ・女性の就業・起業等多様な働き方への支援	・セクシャルハラスメント防止に向けた広報・啓発（市民課） ・関係法令、制度の周知（商工振興課） ・酪農・和牛ヘルパー運営の支援（畜産課） ・家族経営協定締結の推進、就農相談会の開催（農林水産課） ・起業・創業等のための相談支援（産業振興課）
基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり	1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶	・暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進 ・若年層からの予防啓発の推進 ・被害者が安心して相談できる体制づくり ・被害者の安全確保と自立の支援	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間等における啓発（市民課） ・人権啓発ポスター・標語の募集、作成、発行及び作品の展示会、人権問題講演会の開催（生涯学習課） ・エイズ予防教室、性教育・いのちの授業の実施（健康増進課） ・人権・デートDV防止研修会の実施（市民課） ・配偶者暴力相談支援センターでの相談支援（子育て支援課） ・DV被害者の市営住宅優先入居措置による支援（建築住宅課）
	2 生涯を通じた男女の健康への支援	・生涯を通じた心身の健康支援 ・性を理解・尊重するための教育・学習の推進 ・安心して子どもを生み育てる環境づくりの推進	・健康相談、健康教育の実施（健康増進課） ・高齢者の健康、介護予防に対する意識啓発の実施（高齢福祉課） ・発達段階に応じた保健学習の充実（学校教育課） ・子育て世代支援センターでの切れ目のない支援（健康増進課）
	3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備	・生活上の困難に直面する女性等への支援 ・高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援 ・複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援	・児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭医療費助成事業（子育て支援課） ・身体障害、知的障害、精神保健福祉に関し、相談員による相談支援（福祉政策課） ・在住外国人に対する日常生活支援体制の構築（健康増進課） ・各種相談支援（健康増進課・子育て支援課・福祉政策課・高齢福祉課等）
	4 防災の分野における男女共同参画の推進	・防災・復興体制への女性の参画拡大 ・男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	・女性消防隊活動の促進、女性や多様な立場の人に配慮した物資備蓄及び避難所運営マニュアル整備の推進（安全安心課）
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善	・男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進 ・固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し	・情報誌、リーフレット等による広報、啓発（市民課） ・「家庭教育ガイド」を活用した広報啓発（生涯学習課） ・男女共同参画の視点に配慮したイラスト等の紹介、市職員研修や講演会の開催（市民課）
	2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	・学校における教育・学習の推進 ・家庭・職場・地域における理解の促進	・教職員の管理職研修、男女平等参画等に関する研修会への参加促進（学校教育課） ・生涯学習まちづくり出前講座の受講推進とメニューの充実（生涯学習課）